平成２５年（フ）第７２３号
仙台市青葉区小田原７丁目４番37号　武田アパート201、従前の住所仙台市青葉区折立２丁目７番20―511号
破産者　花田　久子
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２１１号
山形市大野目３丁目３番46―５号
破産者　田中　　豊
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４１号
群馬県太田市新田早川町257番地
破産者　八木澤慶助
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２５４号
川崎市高津区久本３丁目６番５―1110号
破産者　曽田　容子
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第６０９号
静岡市葵区北３丁目13番402号、開始決定時住所静岡市駿河区馬渕３丁目14番31―10号
破産者　清水　哲也
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５１６号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地８　370号棟504号室、従前の住所愛知県春日井市高山町３丁目10番地13
破産者　神谷　昌利
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２９６号
大阪市西成区花園北１丁目４番22号ペントハウス３　1005号
破産者　安原　大松
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０１６号
大阪府藤井寺市沢田１丁目26―10　コートＡＵ305号、住民票上の住所大阪府八尾市黒谷５丁目165番地の２
破産者　出村　孝志
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７４４号
大阪府東大阪市若江西新町１丁目５番45号シャトー新町503号室、開始決定時の住所大阪府東大阪市西堤本通東３丁目３番33号
破産者　朋永金属こと　田中　良信
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５１４号
大阪市天王寺区逢阪１丁目３番38―803号、開始決定時大阪市天王寺区城南寺町５番34―301号
破産者　梅原　康司
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６４３号
大阪市平野区加美北１―23―４　ＡＶＥＮＩＬＥ　ＩＮＯＵＥ　Ⅱ201号室、住民票上の住所大阪市平野区平野北２丁目14番４号
破産者　烏藤　直樹
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２１５号
大阪府箕面市坊島１丁目20番58号
破産者　高山　　晃
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３１３号
大阪府茨木市沢良宜浜１丁目３番８号　メゾンファミール103号
破産者　清水　俊寿
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４８５号
大阪府豊中市北桜塚２丁目２番８―305号
破産者　小櫻　和仁
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１１号
大阪府高槻市竹の内町27番14号
破産者　梅谷かおる
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２０号
大阪府東大阪市若江東町１丁目４番13号
破産者　大江　健一
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５７１号
大阪府東大阪市衣摺２丁目８番８号
破産者　夏山工業所こと夏山和実こと　曺　在億
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５７５号
大阪市西区南堀江４丁目28番25―708号
破産者　古川　敏正
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部